



平成 27 年 7 月 13 日

各 位

会社名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 楊 晶
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 中杉 大陸
TEL 03-6435-7800 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 27 年 6 月 30 日、関東財務局に提出いたしました平成 27 年 3 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 26 年 6 月開催の定時株主総会以降、現経営陣に経営が交代しておりますが、旧経営陣が在任期間中の平成 26 年 6 月に増資資金が行方不明となるという事態などが発生しました。また平成 27 年 3 月期の第 1 四半期には当該行方不明の増資資金の他、旧経営陣により実施された預け金等の投資への貸倒引当金の計上含む多額な特別損失を計上するに至りました。

これらの問題に対し、当社は厳正かつ徹底した調査を行う目的として、平成 26 年 10 月 27 日に当社と利害関係のない外部専門家から構成される第三者委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、徹底した調査を実施してまいりました。委員会の調査の結果、以下の項目に業務上の問題点があり、問題点を防止するための組織・管理体制の整備と運用が不十分であったこと等の指摘を受けており、当該事項は、開示すべき重要な不備に該当するものと評価致しました。

① 会社代表印、銀行届印、認印等の管理

当社が整備していた印章管理規程による統制が適切に運用されていなかったこと。

② 多額の手元現金

会社規模に比して多額の手元現金を保有しており、現金であるがゆえに入出金の証跡が分かりづらい状態であったこと。

③ 与信管理の形骸化

与信管理規程に則した内部承認があったものの実質的には形骸化していたこと。

④ 稟議制度の形骸化

決済権限基準内規（稟議書）に則した内部承認があったものの実質的には形骸化していたこと。

2. 事業年度期日までに是正できなかった理由

当社は、当該不備を是正するために、平成 27 年 3 月 4 日付「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」にて公表しました通り、以下の再発防止策を策定し、是正を図ってまいりました。また、当社が被った損害の回復を図るため関係者に対し法的な追及も進めてまいりました。

しかし不備の是正について十分な運用期間を確保することができなかったため、期末日時点では上記の不備が是正されたといえる状況に至っていないものと評価いたしました。

(1) コーポレート・ガバナンスの見直し

- ① 現金取引の是正及び経理部門の強化
- ② 取締役会の強化及び社外取締役の増員
- ③ 監査役会の強化及び社外監査役の増員
- ④ 新たな経営監視委員会の設置
- ⑤ 内部監査室の充実
- ⑥ 法務・与信管理の充実

(2) 適切な決裁手続の構築

(3) 法令順守の強化

(4) 情報管理の強化

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

翌事業年度においては、上記の再発防止策の着実な推進を通じて、財務報告に係る内部統制の改善を図っております。当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、現在遂行中の改善及び改革の手を緩めることなく推進し、株主及び取引先の皆様を始めとするステークホルダーの信頼回復を目指して参ります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映されており、平成 27 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見
無限定適正意見であります。

以上